

岩手県循環器病対策推進協議会 設置要綱

(設置)

第1 本県における循環器病の予防並びに循環器病患者等に対する保健、医療及び福祉に関するサービスの提供水準の向上を図ることを目的として、「岩手県循環器病対策推進協議会」(以下「協議会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2 協議会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 岩手県循環器病対策推進計画に関すること。
- (2) その他本県における循環器病の予防並びに循環器病患者等に対する保健、医療及び福祉に関するサービスの提供水準の向上に関し、必要な事項に関すること。

(組織等)

第3 協議会の構成員は20人以内とする。

- 2 協議会に会長及び副会長を置く。
- 3 会長は、構成員の中から互選するものとし、副会長は会長が指名するものとする。
- 4 会長は、協議会の会務を総理し、会議の議長となる。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(構成員の任期)

第4 構成員の任期は、2年とする。ただし、欠員が生じた場合における補欠構成員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 構成員の再任は妨げないものとする。

(会議)

第5 協議会は、必要に応じて知事が招集する。

- 2 知事は、必要があると認めたときは、構成員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第6 本協議会の庶務は岩手県保健福祉部健康国保課及び医療政策室の共管として処理する。

(その他)

第7 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、知事が別に定めるものとする。

附 則 この要綱は令和2年10月26日から施行する。

附 則 この要綱は令和5年9月14日から施行する。